

## 平成28年第1回広尾町議会定例会 第1号

平成28年3月3日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 会期の決定について
- 4 諸般の報告
- 5 総務常任委員会報告
- 6 産業常任委員会報告
- 7 行政報告
- 8 平成28年度予算の概要
- 9 報告第1号 専決処分の報告について
- 10 報告第2号 専決処分の報告について
- 11 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 12 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 13 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 14 議案第16号 広尾町行政不服審査会条例の制定について
- 15 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第18号 広尾町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 17 議案第19号 広尾町監査委員条例の制定について
- 18 議案第20号 広尾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第21号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第22号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第23号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第24号 広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第25号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 24 議案第26号 定住自立圏形成協定の変更について
- 25 議案第27号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第10号）について
- 26 議案第28号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）について
- 27 議案第29号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 28 議案第30号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

- 29 議案第31号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 30 議案第32号 平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 31 議案第33号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 32 議案第34号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 33 議案第35号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について
- 34 議案第36号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 北 藤 利 通  | 2番 志 村 國 昭  |
| 3番 浜 頭 勝    | 4番 前 崎 茂    |
| 5番 佐 藤 春 一  | 6番 山 谷 照 夫  |
| 7番 星 加 廣 保  | 8番 小 田 英 勝  |
| 9番 小 田 雅 二  | 10番 田 中 巧   |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 堀 田 成 郎 |
| 13番 渡 辺 富久馬 |             |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 村 瀬 優     |
| 副 町 長           | 野 田 充 利   |
| 会 計 管 理 者       | 堂 場 則 彦   |
| 兼 出 納 室 長       | 堂 場 則 彦   |
| 総 務 課 長         | 鈴 木 孝 俊   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 田 中 靖 章   |
| 企 画 課 長         | 長 田 吉 弘   |
| 税 務 課 長         | 菅 原 康 博   |
| 住 民 課 長         | 雄 谷 幸 裕   |
| 保 健 福 祉 課 長     | 大 林 勝 則   |
| 保 健 福 祉 課 長 補 佐 | 齊 藤 美 津 雄 |
| 地域包括支援センター長     | 菅 原 樹 美 恵 |
| 健康管理センター長       | 佐 藤 清 美   |
| 特別養護老人ホーム所長     | 厚 谷 幸 則   |

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
| 兼養護老人ホーム所長   | 厚 | 谷 | 幸 | 則 |
| 特別養護老人ホーム次長  | 西 | 脇 | 秀 | 司 |
| 農 林 課 長      | 金 | 井 | 秀 | 司 |
| 兼 町 営 牧 場 長  | 金 | 井 | 秀 | 司 |
| 水産商工観光課長     | 保 | 志 |   | 悟 |
| 建設課長         | 芳 | 賀 | 紀 | 夫 |
| 建設課長補佐       | 北 | 藤 | 盛 | 通 |
| 上下水道課長       | 道 |   | 淳 | 一 |
| 兼下水終末処理センター長 | 道 |   | 淳 | 一 |
| 上下水道課長補佐     | 小 | 川 | 浩 | 司 |
| 港湾課長         | 道 | 端 | 隆 | 三 |
| 国保病院事務長      | 今 | 井 | 啓 | 容 |

〈 教 育 委 員 会 〉

|               |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|
| 教 育 長         | 笹 | 原 |   | 博 |
| 管 理 課 長       | 澤 | 田 | 佳 | 幸 |
| 兼学校給食センター所長   | 澤 | 田 | 佳 | 幸 |
| 管 理 課 長 補 佐   | 松 | 田 | 哲 | 典 |
| ひろお幼稚園長       | 道 |   | 尚 | 子 |
| 社会教育課長        | 辻 | 田 | 英 | 昭 |
| 兼 図 書 館 長     | 辻 | 田 | 英 | 昭 |
| 兼 海 洋 博 物 館 長 | 辻 | 田 | 英 | 昭 |
| 社会教育課長補佐      | 金 | 曾 | 則 | 雄 |
| 図 書 館 長 補 佐   | 奥 | 村 | 京 | 子 |

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 委 員 長   | 宮 | 脇 | 昭 | 道 |
| 併 書 記 長 | 鈴 | 木 | 孝 | 俊 |

〈 監 査 委 員 〉

|             |   |   |  |   |
|-------------|---|---|--|---|
| 代 表 監 査 委 員 | 大 | 林 |  | 忠 |
| 併 書 記 長     | 本 | 間 |  | 司 |

〈 公 平 委 員 会 〉

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 委 員 長   | 木 | 下 | 利 | 夫 |
| 併 書 記 長 | 鈴 | 木 | 孝 | 俊 |

〈 農 業 委 員 会 〉

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 |   |   |   | 長 | 新 | 海 | 敏 | 春 |
| 併 | 事 | 務 | 局 | 長 | 金 | 井 | 秀 | 司 |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 早 | 川 |   | 修 |

○出席事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 本 | 間 |   | 司 |
| 総 | 務 | 係 | 主 | 査 | 鎌 | 田 | 慎 |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（渡辺） ただいまから、平成28年第1回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（渡辺） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、佐藤春一議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 1、議長（渡辺） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
本報告書は、各自お手元に配付しております。  
ここで、委員長の報告を求めます。  
議会運営委員会委員長、小田<sup>こだ</sup>英勝議員、報告願います。  
  
1、議会運営委員会委員長（小田<sup>こだ</sup>） 議会運営委員会所管事務調査報告書。  
平成27年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。  
記。  
1、委員会の開催状況。  
（1）、開催日、平成28年2月29日月曜日であります。  
（2）番、（3）番、（4）番、（5）番、（6）番については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。  
2、調査の内容。  
（1）、議会の運営に関する事項について。  
①、平成28年第1回定例会の会期は、3月3日木曜日から11日金曜日までの9日間とする。  
②、議事日程予定表は、各議員に送付済みであります。  
③、意見書案については、議会運営委員会の開催時において2件であり、本会議に提案するよう協議、了承した。  
以上、報告を終わります。

- 1、議長（渡辺） 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（渡辺） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、ただいま審議結果について委員長から報告がありました。本件に対する委員長の報告は、本日3日から3月11日までの9日間とするものです。

お諮りします。委員長の報告どおり会期は本日3日から11日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3日から3月11日までの9日間とすることに決しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

1、議長（渡辺） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告2件、議案34件を受理しております。

ほかに意見書案2件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任の申し出のありました関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成27年11月から平成28年1月までの例月出納検査及び第2回定例監査等の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は4人の議員から通告があり、3月8日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 総務常任委員会報告

1、議長（渡辺） 日程第5、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山谷照夫議員、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（山谷） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況であります、（1）、開催日は、平成28年2月24日水曜日であります。

（2）から（5）については記載のとおりであり、省略させていただきます。

2、調査の内容であります、（1）、広尾町国民健康保険病院中期経営計画について。

広尾町国民健康保険病院中期経営計画について資料に基づき説明を受けた。

1)、中期経営計画(平成28年度～32年度)の策定について。

地方の自治体病院を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進む中、医師や看護師不足の問題が深刻化している。法律上は平成29年度末で廃止されることになっている介護療養病床のその後の方向性がいまだ示されていないことや、消費税の平成29年4月からの引き上げ予定など、病院運営は大きな転換期を迎えている。平成23年度から平成27年度までの前経営計画において達成できなかったものについては、その原因を探るとともに、より一層の経営改善を推進し、質の高い医療の提供及び地域医療の充実支援に努め、より信頼される病院を目指すために新たな「広尾町国民健康保険病院中期経営計画(平成28年度～平成32年度)」を策定するものである。

2)、当院の目指す姿と目標、重点戦略。

近年の高度化、多様化、複雑化する医療ニーズに対応するための帯広圏の総合病院等と緊密に連携をとり合い、医療スタッフの確保とレベルアップを図りながら地域の中核病院として安心・安全で良質な医療を提供し、より信頼される病院を目指すため、診療機能の充実強化と安定的な経営体制の確立を図ることを重点目標とする。

また、当院は、目標達成のため、次の3つの役割と使命を踏まえ、これらを重点戦略として病院経営に取り組むものとする。

質の高い医療の提供として、①、救急医療体制の充実。

②、慢性期医療に対する取組の強化。

③、感染症対策の強化。

④、医師、看護師、薬剤師、理学療法士などの人材確保とスキルアップ。

⑤、医療機器の整備。

地域医療の推進については、①、町民、患者の視点からの医療の提供。

②、総合病院や専門病院との連携強化。

③、町内診療所との連携。

④、予防医学と保健活動へのかかわりの発展。

健全な病院経営の推進については、①、収益増加の推進。

②、運営コストの削減。

③、経営管理体制の強化。

3)、経営指標と目標。

重点戦略と経営収支計画に基づき、健全で持続可能な経営基盤を確立するため、指標と数値目標を定める。

①、患者数(1日平均)、入院45人、外来160人。

②、病床利用率75%以上。

③、平均在院日数24日以内。

④、医業収支比率70%以上。

⑤、経常収支比率100%以上。

- ⑥、職員給与比率90%以下。
- ⑦、材料費比率15%以下。
- ⑧、一般会計繰入金 3 億9,000万円以内。

以上の説明がありました。

委員からは、収益の増加を目指すため13対1の入院基本料へ移行するための看護師の人数と移行した場合の収入の増加額などについて質疑があり、これに対し町からは、看護師があと1人増えると同様に移行できる、一般病棟が30床で稼働すると仮定して試算すると1,800万円から2,000万円の増加となるとの回答がありました。

(2)、広尾町人口ビジョン・広尾町総合戦略(原案)について。

広尾町人口ビジョン・広尾町総合戦略(原案)について、資料に基づき説明を受けました。

1)、広尾町人口ビジョン・広尾町総合戦略の策定について。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが課題となっており、平成26年11月に制定された「ひと・まち・しごと創生法」に基づき、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」を策定することになった。

2)、広尾町人口ビジョン策定の考え方。

広尾町は、自然減より社会減の影響が高い状況にある。したがって、移住・定住につながる施策や町からの流出を防ぐための施策で、社会減の減少カーブを緩やかにし、子育て施策などの充実で出生増のための施策を検討することがポイントであり、広尾町の人口ビジョンは基本的に北海道とほぼ同じ独自推計により2040年の合計特殊出生率の目標を2.07とし、これをもとにした2040年の広尾町目標人口は5,600人とするものである。

3)、広尾町総合戦略策定の考え方。

「第5次広尾町まちづくり推進総合計画(平成23年度～平成32年度)」で掲げている5つの基本目標の中から、地方創生と人口減少対策として特に有効な具体施策をもとに、新たな施策を加える形で検討したもので、人口減少に伴うさまざまな問題解決に向け、重点的に取り組むための計画として策定したものである。

計画期間については、国及び北海道の計画期間と同様に平成27年度から31年度までの5年間とした。また、策定の視点については、①、総合的な仕組みづくりの視点、②、各政策を連携させ相乗効果を生み出す視点、③、数値目標の設定とPDCAサイクルによる進捗状況の視点の3つの視点を踏まえて策定した。

広尾町総合戦略の基本理念は、「ひとを育て、しごとを創り、まちの魅力を発信する」であり、雇用対策として①、海と大地に根ざした活気あふれる産業の育成と新たな雇用の創出、移住定住対策として②、海と山が溶け込むまち・広尾はあなたを待ってます、少子化対策として③、サンタのまちで子どもを産み育てる環境の充実と健やかな成長を支援、人づくりと地域連携として④、楽しくくらし笑顔でつなぐまちづくり、という4つの政策分野を掲げ、それぞれの重点プロジェクトを中心に各施策を実施していくものである。

4)、平成27年度補正予算「地方創生加速化交付金事業」について。

広尾町独自の事業としては、子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり事業」「広尾町人財創造センター事業」の2つの事業を予定しており、そのほか4つの広域連携事業とあわせて申請金額は約7,274万5,000円である。

以上の説明があった。

委員からは、出生率の28年度目標1.59は達成が厳しいのではないか、このビジョンに何を期待しているのかなどについて質疑があり、これに対し町からは、あくまで目標で達成できるよう努力する、ビジョンについては、町民が現在の状況を知り、意識を持ってもらうことが大事であり、一つ一つの施策を積み重ねていくことが重要だと考えているとの回答がありました。

以上、所管事務調査報告書といたします。

1、議長（渡辺） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第6 産業常任委員会報告

1、議長（渡辺） 日程第6、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、田中巧議員、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（田中） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日、平成28年2月19日金曜日。

（2）から（5）までは記載のとおりですので、省略いたします。

2、調査の内容。

（1）、広尾浄水場について。

広尾浄水場について、資料に基づき説明を受けた。また、調査に先立ち現地視察を行った。

1）、浄水場整備の経過。

本町の水道事業の計画給水人口は6,400人、1日最大給水量は3,160立方メートルで、平成26年度末の給水人口は5,944人、平成26年度の1日最大給水実績は2,470立方メートル、平成27年12月末現

在の給水戸数は2,979戸となっている。

広尾市街地の水道水は原水の水質が良好なことから、ろ過設備を持たずに塩素消毒のみで配水してきたが、大雨時の原水の水質悪化に伴う濁りや着色などの苦情や、塩素消毒にも抵抗性のあるクリプトスポリジウムなどの病原体による感染が懸念されることから、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、高度な浄水処理が可能な浄水場の整備が急務となった。

## 2)、浄水場整備の概要。

平成25年度から平成27年度の3か年で設計・建設工事を実施した。事業費は8億6,348万7,300円である。

## 3)、浄水場施設の概要。

建設場所は広尾町白樺通南2丁目1番地2、用地面積が5,400平方メートル、浄水場建物構造面積が鉄筋コンクリート造、地上2階建て、722.84平方メートル、天日乾燥床が54.7平方メートル掛ける2池、浄水方法、膜ろ過方式（セラミック膜ケーシング方式）、浄水能力が1日当たり3,160立方メートルということです。

## 4)、浄水場施設の管理運営。

### ①、浄水方法の概要。

浄水方法は、他のろ過方式と比べて安定した確実な水質管理が可能な「膜ろ過方式」とした。「膜ろ過方式」は、薬品凝集処理と0.1ミクロンの微細な孔を持つセラミックの膜により濁りや着色、病原体や細菌を除去するため、大雨等により原水の水質が悪化した際においても濁りのない安心・安全な水道水の安定供給が可能である。

### ②、施設運転状況の監視。

浄水場の計測器により計測した浄水施設の運転状況を浄水場内のモニターで一元的に確認できるほか、通信回線を通じて同じ内容を役場庁舎で遠隔監視することにより、施設の情報を容易に把握し、必要な対応を迅速に行うことが可能である。障害や故障等の異常が発生した場合には警報が発せられ、役場庁舎及び上下水道課職員に電話、電子メールにより情報が伝えられる。

### ③、不審者の侵入対策。

浄水場の用地全体を高さ1.8メートル、延長約290メートルのフェンスで囲み、関係者以外の立ち入りを防止する。

監視カメラにより屋内・屋外の状況を常時監視するとともに映像を録画し、記録された映像の確認が可能。

職員・関係者が不在となる時間帯について、委託により警備会社の機械警備を実施し、建物内部への侵入と停電が発生した際に緊急通報が発せられるとともに、警備会社の社員が急行する。

### ④、維持管理費。

浄水場の建設に伴って新たに必要となる1年間の維持管理経費は、動力費、維持補修費、各種委託料など年間約1,300万円程度である。

という説明がありました。

委員からは、償還計画と水道料金への影響について質疑があり、これに対し町からは、今後収支

はマイナスとなる見込みで、現金預金がなくなる平成31年ごろに料金の見直しが必要になるという説明がありました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（渡辺） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

### ◎日程第7 行政報告

1、議長（渡辺） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 平成28年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の平成27年国勢調査の速報値についてであります。

平成27年10月1日を基準日として実施した平成27年国勢調査につきましては、本年2月17日に速報値が公表されました。本町の人口と世帯数につきましては、人口が7,032人、世帯数が3,162世帯という結果になりました。平成22年の前回調査の確定値と比較いたしますと、人口は10.8%、849人の減少、世帯数は4%、132世帯の減少となったところであります。

次に、2つ目の広尾町人口ビジョン及び広尾町総合戦略の策定について報告をさせていただきます。

お手元の資料をご用意いただければと思います。

広尾町人口ビジョン及び広尾町総合戦略の策定についてであります。

初めに、策定に至るまでの経過について報告をいたします。

平成27年4月に広尾町地方創生推進本部を設置し、広尾町人口ビジョン及び広尾町総合戦略の策定に着手いたしました。9月に素案を策定し、広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会において検討され、12月に広尾町議会議員協議会において説明をさせていただき、本年1月のパブリックコメントを経て2月に同委員会において原案が策定されました。同月、広尾町議会総務常任委員会所管事務調査を経て、2月25日、広尾町地方創生推進本部において原案を承認、作成に至ったところであります。

広尾町人口ビジョンにつきましては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将

来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題となっております。

お手元の人口ビジョン、別冊1の1ページをお開き願いたいと思います。人口ビジョンの1ページであります。

策定の背景でありますけれども、国におきましては平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。平成26年12月、人口の減少と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これを受けて地方公共団体は、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」を策定することとされ、国及び都道府県と一体となって取り組んでいくことになります。

次の2ページから7ページにつきましては、人口減少が与える国、北海道への影響及び政策展開の方向性でありますので、説明は省略をさせていただきます。

また、次の8ページから36ページにつきましては、統計上の資料及び国の研究機関並びに日本創成会議のパターン及び国が示したシミュレーションに基づいた推計でありますので、説明は省略をさせていただきます。

37ページをお開き願います。

広尾町の人口ビジョンにおける目標人口でありますけれども、2つの視点から仮定をいたしました。1つ目は人口の自然増減の視点であります。合計特殊出生率を国、北海道と同様に2030年に1.8、2040年に人口規模が長期的に維持される水準である2.07まで段階的に上昇すると仮定しています。

次、38ページの2つ目の視点であります。社会増減の視点であります。転出を減らし、転入を増やすことが人口減少の抑制に不可欠であります。転入状況、転出状況等を捉えて推計数を設定いたしました。

39ページ、お願いいたします。

国や北海道の仮定に基づき町独自の施策を検討することで、独自推計としてAからCまでの3つのパターンを仮定いたしました。

この3つのパターンのうち、委員会での検討を踏まえ、北海道に準拠する独自推計Bにより仮定をしたところであります。独自推計Bの右側の欄であります。移動に関する仮定であります。2005年から2010年の転出超過を2019年までに半分に縮小し、2025年までにゼロを目指すものであります。

次に、41ページをお願いいたします。

以上の推計に基づきまして、広尾町の目標人口を2040年には5,600人、2060年には4,500人としていとするものであります。

以上が、人口ビジョンの関係であります。

続きまして、広尾町総合戦略であります。

お手元の総合戦略の資料をご用意願います。

総合戦略の1ページであります。

策定の趣旨でありますけれども、地方版総合戦略は特に人口減少という現実在即し、地域の活力

を創生していくための目標を示すものであり、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定するものであります。本総合戦略は、「第5次広尾町まちづくり推進総合計画」で掲げている5つの基本目標の中から、地方創生と人口減少対策として特に有効な具体施策をもとに新たな施策を加える形で検討し、人口減少に伴うさまざまな課題解決に向け、重点的に取り組むための計画として策定するものであります。

次、2ページお願いいたします。

広尾町の総合戦略の基本事項であります。

計画期間につきましては、国及び北海道と同じ平成27年度から平成31年度までの5か年といたします。策定の視点につきましては、数値目標の設定とPDCAサイクルによる進捗管理が特に重要な視点となります。

飛んでいただきまして、6ページをお願いいたします。

広尾町総合戦略の基本理念であります。

「ひとを育て、しごとを創り、まちの魅力を発信する」であります。この基本理念は各政策分野を包括し、総合戦略の事業としてふさわしいか判断するものであり、4つの政策分野から成っているところであります。

7ページに総合戦略の体系をお示ししているところであります。

次、8ページをお願いいたします。

政策分野1でありますけれども、雇用対策であります。「海と大地に根ざした活気あふれる産業の育成と新たな雇用の創出」としております。海と山の資源を生かすことにより、各産業分野におきまして新たな仕事、産業を創出し、産業に活力を与えることを目指しています。

10ページであります。

政策分野2でありまして、移住定住対策であります。「海と山が溶け込むまち・広尾はあなたを待ってます」としております。これも農山漁村ホームステイ事業の拡充を図り、全国に広尾ファンを増やし、移住定住の促進につなげます。また、人的交流のみだけではなく、学校給食への食材提供などを行い、町の魅力を発信いたします。

次、12ページをお願いいたします。

政策分野3、少子化対策であります。「サンタのまちで子どもを産み育てる環境の充実と健やかな成長を支援」としております。子どもを安心して産み育てるための環境整備を促進することで、少子化の流れを緩和し、若い世代の負担軽減を図ります。

次、14ページをお願いいたします。

政策分野4、人づくりと地域連携についてであります。「楽しくくらし笑顔でつながるまちづくり」としております。まちづくりリーダーやグループの育成支援をし、人の力で町を豊かに発展させていきます。

この4つの政策分野ごとに目標を設定し、施策の中で特に重きを置いて取り組むものをそれぞれの重点プロジェクトとして整理しております。人口減少に歯どめをかけるため、総合戦略の施策を実施するものであります。

次に、3点目の第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第2期実施計画」の見直しについてであります。

お手元の資料をお願いいたします。

第5次広尾町まちづくり推進総合計画実施計画の見直しにつきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しをすることとしておりますが、今回は平成28年度からの新たな事業の実施に向け、追加や修正など軽微な見直しを行うものであります。

お手元の資料の1ページ、お願いをいたします。

初めに、①の製氷・貯氷施設整備事業補助金についてであります。

この件につきましては、さきの臨時会及び本定例会におきまして、補正予算を提出させていただいたものであります。平成28年度に着工予定の製氷・貯氷施設整備に伴いまして実施計画に新規追加事業として登載するものであります。

続いて、②の社会福祉協議会運営事業についてであります。社会福祉協議会への委託事業といたしまして、平成28年度より地域の福祉に関する専門職としてコミュニティソーシャルワーカー1名を配置し、地域福祉の推進を図るものであります。事業費につきましては、見直し前との比較で5年間で4,569万2,000円の増となり、全体で1億4,671万2,000円となるものであります。主な財源といたしましては、地域福祉基金の取り崩しによるものとなっております。

続いて、③の災害弱者緊急通報システム設置事業についてであります。現在の緊急通報システムにつきましては、広尾消防署職員が通報を受け、対応する体制となっておりますが、次年度からの消防広域化に伴い、配置される職員数が緊急出動に要する必要最小限の人数となり通報を受信する職員の配置が困難となります。そのため、本事業を民間の事業者へ委託することで、引き続き急病あるいは災害発生時など緊急時の体制を維持するものであります。事業費につきましては、委託料といたしまして、見直し前との比較で5年間で1,751万円の増となり、全体で2,106万円となるものであります。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

④の豊似小学校改築工事設計委託料についてであります。現在の豊似小学校の校舎につきましては、耐震性がなく、29年度から30年度にかけて改築工事を実施するスケジュールで検討をしているところであります。そのため、28年度に基本実施設計を実施したく、新規追加事業として登載するものであります。現時点では、施設の規模は鉄筋コンクリート2階建て、面積は2,000平方メートル程度を想定しております。事業費につきましては、2,706万円を設計委託料として計上するものであります。主な財源は、過疎対策事業債を予定しているところであります。

最後に、⑤のスクールバス購入事業であります。豊似中学校の統廃合に伴いまして、29年度から豊似地区から広尾中学校へ通う生徒たちの通学手段を確保するため、28年度にスクールバスといたしましてハイエース2台を購入し、紋別地区と東豊似地区に配置をするものであります。事業費につきましては、742万8,000円を計上しており、主な財源は国のへき地児童生徒援助費等補助金と過疎対策事業債を予定しております。

今回の見直しによりまして、平成28年度以降の5年分の年度別事業費の総額が8億9,046万円の

増となり、見直し後の事業費の総合計は143億7,199万7,000円となるものであります。これらの5件の事業の見直し案につきましては、2月12日開催のまちづくり推進計画委員会において全件承認を受けているところであります。

続きまして、4点目の病院中期経営計画についてであります。

今般、平成28年度から32年度までの5か年における経営計画をまとめましたので、報告をさせていただきます。

内容につきましては、第5次広尾町まちづくり推進総合計画を基本に、町民の方々の安心と安全を守るための中心施設として、前経営計画の取り組み状況を勘案し、役割と使命を明確にさせた上で具体的な施策や数値目標を持って策定させていただきました。詳細につきましては、別紙のとおりでありますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

今後この計画をもとに、開設者である私はもとより、院長を中心に職員一丸となり病院経営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5点目の公共施設への新電力の導入についてであります。

平成28年4月から一部の公共施設に新電力を導入することといたしましたので、報告をいたします。

公共施設への新電力の導入に当たり、課題としてきた地震などの災害時における停電対応について提案のありました新電力会社等と協議を進めてまいりました。結果として、新電力に移行した場合であっても現行の対応と何ら変わりなく、また仮に新電力事業者が電力の供給ができなくなったとしても、かわりに北海道電力が電力供給を行うことなどの供給の安定性が確認されたところであります。

これらを踏まえ、28年度は特に削減効果の高い役場庁舎、コミュニティグリーンパーク、広尾小学校、広尾中学校、学校給食センター及び農村環境改善センターの6施設について導入することとしたものであります。契約期間は1年間であります。北海道電力と比較した場合、削減効果は約170万円程度、削減率は約8%を見込んでおります。

また、現在契約を進めております新電力会社は新聞報道にある会社とは別の新電力事業者であります。電力の安定的な需給に向けて今後も推移を注視してまいりたいと思っております。

続きまして、6点目の自主・自立推進プランについてであります。

別冊の4になりますが、ご用意いただければと思います。

自主・自立推進プランにつきましては、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間として、広尾町が自主・自立を目指すために安定した財政運営が急務の課題として、財政再建団体にならないよう現実的な改革の方向性をまとめ、これに基づき改革を進めてきたものです。

平成18年2月の策定からこれまで4回のプランの見直し、これに伴う財政収支見込みの見直しを行ってまいりました。今回、平成26年度決算の確定により、対策期間が終了したことから、10年間の収支の状況を報告させていただくものであります。

これまでの見直しの経過等については、プランの表紙に内容を整理しております。なお、プランの詳細につきましては、1ページから8ページに整理しておりますので、後ほどごらんをいただけ

ればと思います。

それでは、別紙の財政シミュレーションという資料をご用意いたします。

1 ページから 5 ページにつきましては、財政シミュレーションの前提条件を整理しているところ  
であります。前提条件につきましては、第 5 次まちづくり推進計画策定に伴い、平成 23 年度からの  
実施計画を基本に推計することとして見直しを行っております。

6 ページの自立プランの財政収支総括表をお開き願います。

7 ページ以降につきましては、総括表の積算基礎となるものでありますので、説明は省略をさせ  
ていただきます。

6 ページの総括表で説明をさせていただきます。上段の収支の状況の表につきましては、平成 18  
年 2 月の計画策定時点における制度や諸条件を踏まえ、何ら対策をとらない場合の 10 年間の収支は  
どうなるか推計したものでありまして、結果 82 億 9,600 万円が不足する見込みとしたものでありま  
す。下の表につきましては、この収支の不足を補うための対策を歳入歳出別に整理をしたものであ  
ります。平成 18 年 2 月の計画策定時と対策期間確定の対策額を比較整理したものであります。

初めに、歳入の確保対策について説明いたします。

確定による対策額は収入全体で 129 億 6,600 万円、策定時と比較いたしまして 118 億 1,600 万円の  
増となりました。

主な要因といたしましては、②のその他の収入のアの地方税、ウの地方交付税及びエの臨時財政  
対策債において、制度改正及び算定の見直しにより対策額が増加いたしました。また、オの国・道  
支出金及びカの地方債並びにキの負担金、使用料については、第 5 次まちづくり推進計画を反映、  
さらに国の地域活性化対策等により増加をしたものであります。クの繰入金につきましては、平成  
22 年度の繰り上げ償還により増加をしたものであります。ケの他会計繰入金については、港湾管理  
特別会計が主なものであります。

一方、歳出削減対策につきましては、34 億 900 万円の減少で、策定時より 96 億 3,100 万円の減少と  
なりました。

主な要因であります。②の人件費の削減におきまして、職員数の削減目標の見直しにより、削減  
対策額が減少したものであります。さらに、⑤、その他の見直しの中で、アの物件費・維持補修費  
・扶助費につきましては、第 5 次まちづくり推進計画を反映、子ども手当等の措置により所要額が  
増加、このことにより削減対策額が減少したものであります。また、イの普通建設事業費、ケのそ  
の他補助費につきましても、第 5 次まちづくり推進計画を反映、さらに国の地域活性化対策等によ  
り所要額が増加したことにより削減対策額が減少したものであります。クの平準化対策を除く公債  
費につきましては、平成 22 年度の繰り上げ償還によるもの及び第 5 次まちづくり推進計画を反映し  
減少、このほかエの病院・消防等への補助負担金についても削減対策額が減少となったものであ  
ります。

この結果であります、表の下から 3 段目の項目の歳入歳出対策額計が 95 億 5,700 万円となり、  
収支不足額の 82 億 9,600 万円を上回ったことから、策定時点において基金による財源調整として 9  
億 2,400 万円の基金取り崩しを見込んでおりましたが、取り崩しをしなくても財政運営が可能とな

ったものであります。これにより、住民負担あるいはサービスの見直しにつきましては、右側の対策実施年度の欄のとおり、一部を除き見送ることが可能となったものであります。

今後も安定した財政運営に努め、自主・自立のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、7点目のひろおサンタランドマラソン大会についてであります。

昨年10月4日日曜日に開催いたしました、ひろおサンタランドマラソン大会について、開催内容及び今後の開催運営について行政報告をさせていただきます。

本大会につきましては、観光振興と町民参加型のまちおこしという視点に立ち、マラソンランナーの歓迎及び応援から大会運営全般にわたり、町民の皆様はもとより各団体などの方々の協働で実施すべく計画し、開催をしたものであります。

大会の内容につきましては、大会名を「2015黄金道路ひろおサンタランドマラソン大会」とし、広尾小学校から音調津地区をコースとして行いました。競技内容及び参加状況といたしましては、ハーフマラソンに505名、5キロマラソンに133名、3キロマラソンに103名の合計741名のエントリーを全国からいただきました。

また、ウェブサイトにおいての情報が全国に発信され、広尾町を知ってもらうよい機会になったものと思っております。

参加ランナーには国定公園である黄金道路の景観や、アキアジの千人鍋、イクラ丼や牛の丸焼きと児童生徒作成のうちわ及びサーファーや大漁旗などの沿道の応援に町民創意工夫の大会として楽しんでいただけたことと思います。

現在も次期の開催日について問い合わせも多数あるところであります。これもひとえに多くの町民の皆様や町内外企業、及び団体等のご支援、ご協力を賜り深く感謝を申し上げるところでありまして、成功裏に終えられたことに重ねてお礼を申し上げるところであります。

今後の開催運営につきましては、コース上の問題点として関係機関より、走者は左側走行が原則であるとのことから、ランナーと迂回する車両とが交差をする本通4丁目から広尾橋間、この間につきましては3車線化にするよう指導があり、急遽鉄柵のバリケードフェンス等の設置により何とか対応を図り実施をしたところであります。しかし、主催者といたしましては、この区間におけるランナーの安全確保を考えた場合、迂回路として広尾川上流の道道への橋梁が平成30年度に完成を予定しており、そのことにより迂回路が確保された時点で再度実施について考えていきたいというふうに思っているところであります。したがって、28年度の実施に向けては見送りをさせていただきたいと考えているところであります。

以上、7点にわたりまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（渡辺） 以上で、行政報告を終わります。

特に、行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後5時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

再開します。

### ◎日程第 8 平成 28 年度予算の概要

1、議長（渡辺） 日程第 8、平成 28 年度予算の概要について説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） お手元の資料をお願いいたします。

平成 28 年第 1 回広尾町議会定例会におきまして、新年度の各会計の予算案をご審議いただくに当たり、予算編成の考え方と概要について申し上げます。

平成 28 年度は町長の改選期であり、当初予算案は義務的・経常的経費など、町政運営の基本となる経費を中心とした骨格予算編成としておりますが、事業の緊急性や実施時期などを考慮し、これらに關係する予算も計上しております。以上の考えに基づき、平成 28 年度の一般会計ほか各会計の予算を次のとおり編成いたしました。

まず、一般会計であります。予算総額が 74 億 4,600 万円、7 つの特別会計を合わせまして 30 億 1,010 万円、2 つの企業会計を合わせまして 12 億 406 万 4,000 円、合計であります。116 億 6,016 万 4,000 円とするものであります。前年度当初予算との比較では、一般会計におきましては、総額で 26 億 7,300 万円の減、率で 26.4% の減としております。なお、前年度の繰り上げ償還分を除く予算との比較では、1 億 7,300 万円減の率で 2.3% の減になります。また、全会計では 33 億 3,638 万円の減、率で 22.2% の減としております。

続きまして、会計別予算の概要についてであります。

まず、一般会計であります。

歳入であります。

町税は前年度当初予算との比較で 965 万円増の率で 1.1% の増を見込んでおります。

地方交付税をはじめ、地方譲与税、交付金等の歳入の積算については、国の地方財政計画等を勘案し計上しました。

地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税で増加の見込みとなっており、全体で 430 万円の増、率で 3.2% の増を見込んでおります。

交付金につきましては、地方消費税交付金において社会保障財源分の増により 4,000 万円の増、率で 32% の増を見込んでいます。交付金合計では 4,680 万円の増を見込んでいます。

地方交付税については、地方財政計画では 0.3% の減となっております。

普通交付税は 33 億 2,000 万円を計上し、前年度決定額 35 億 5,212 万円に対し、2 億 3,212 万円の減、率で 6.5% 減を見込み、前年度当初予算比較では 1 億 8,000 万円の減、率で 5.1% の減を見込んでお

ります。

特別交付税では2億8,000万円を見込み、地方交付税全体では36億円の計上、前年度当初予算との比較では4.5%の減を見込んでおります。

臨時財政対策債は2億600万円を見込み、27年度決定額との比較では3,910万円の減、率で16%の減、当初予算比較では1,900万円の減、率で8.4%の減を見込んでおります。

臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は38億600万円、前年度決定額との比較で2億6,122万円の減、率で6.4%の減、当初予算額との比較では1億8,900万円の減、率で4.7%の減となっています。

分担金及び負担金につきましては、農業費の委託牛放牧負担金などの減により496万円の減、率で2.1%の減を見込んでいます。

使用料及び手数料は、係留施設使用料などの減により3.6%の減を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、港湾整備事業、橋りょう長寿命化事業などの計上により32.8%の増になっています。

道支出金につきましては7.6%減の見込みとしています。

財産収入については、7.8%の減を見込んでおります。

繰入金は、前年度繰り上げ償還財源として減債基金から22億5,000万円の繰り入れを行ったため、大幅な減額になっておりますが、28年度は減債基金、地域福祉振興基金など6基金からの繰り入れを見込み、全体で1億4,092万円を見込んでいます。

町債については8億8,960万円で、27年度当初予算比較で4億8,090万円の減になっています。

次、歳出の関係であります。

歳出の主な計上内容を款別に申し上げます。

1款の議会費であります。議員報酬をはじめ、経常的経費のほか、議場中継カメラ設備改修工事費を計上しています。

2款の総務費です。経常的及び継続的事業費をはじめ、紋別地区集会所整備事業費を計上しています。また、町長及び町議会議員、海区漁業調整委員会委員、参議院議員の選挙費を計上しています。

3款民生費です。高齢者や児童に係る各種福祉施策などの経常的及び継続的事業費のほか、緊急通報委託事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費を計上しています。また、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計、介護サービス特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。

4款衛生費です。保健衛生に関する経常的及び継続的事業費のほか、空き家問題解決に向けた協議会設置費を計上しています。また、病院事業会計補助金及び貸付金、十勝環境複合事務組合負担金、南十勝複合事務組合負担金、簡易水道事業特別会計繰出金を計上しています。

5款農林水産業費です。農業振興、林業振興及び水産振興など経常的及び継続的事業費を計上しています。

6款の商工費です。商工振興事業補助金をはじめ、中小企業対策、労働対策、観光振興、各祭り

開催費、サンタランド事業費などの経常的及び継続的事業費のほか、日高3町との広域連携事業費を計上しています。

7款土木費です。町道の整備や道路維持事業、港湾管理事業、公営住宅管理事業などの経常的及び継続的事業費のほか、下水道事業特別会計繰出金を計上しております。また、道路橋りょう費で除雪機械購入事業、港湾費では十勝港外北防波堤改良工事費を計上、港湾直轄事業負担金を計上しています。

8款消防費です。とかち広域消防事務組合負担金のほか非常備消防費に消防団利用活動費、施設費に消防ポンプ自動車購入事業及び水槽つき消防ポンプ自動車購入事業費を計上しています。

9款教育費です。学校教育、社会教育、スポーツ振興事業などの経常的及び継続的経費のほか、広尾小学校大規模改修工事費及び広尾中学校屋内運動場外構工事費、スクールバス購入事業費、またコミュニティグリーンパーク防球ネット改修工事費、学校給食センター厨房内設備取りかえ工事費を計上しています。

10款の災害復旧費は、科目存置であります。

11款公債費、長期債の元利償還金及び一時借入金利子を計上しています。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計では、港湾施設の維持管理経費など経常的及び継続的事業費を計上しています。

簡易水道事業特別会計では、簡易水道施設の維持管理経費など経常的及び継続的事業費を計上しています。

下水道事業特別会計では、下水道管渠及び処理場の施設管理費のほか、処理場の長寿命化工事費や個別排水処理施設整備事業など、経常的及び継続的事業費を計上しております。

国民健康保険事業勘定特別会計では、医療給付費等、経常的及び継続的事業費を計上しています。

介護保険特別会計では、介護保険給付費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業費及び生活支援体制整備支援事業費を計上しています。

介護サービス事業特別会計では、施設運営費等の所要事業費のほか、特殊浴槽更新事業費及び回転式乾燥機購入費を計上しています。

次に、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収、申請・届け出、保険証の引き渡しなどの所要事業費を計上しています。

次、企業会計であります。

国民健康保険病院事業会計では、経常的及び継続的事業費のほか、超音波画像診断装置などの購入費を計上しています。

次に、水道事業会計では、施設の維持管理など経常的及び継続的事業費のほか、配水管・計装設備事業費を計上しております。

以上、28年度の予算編成の考え方と概要について申し上げましたので、ご審議方よろしく願い申し上げます。

1、議長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

◎日程第9 報告第1号～ 日程第10 報告第2号

1、議長（渡辺） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告についてから日程第10、報告第2号 専決処分の報告についてを一括して行います。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、報告第1号から報告第2号 専決処分の報告について一括報告をさせていただきます。

議案書1ページであります。

最初に、報告第1号であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページです。

スクールバスの交通事故について専決処分をしたものでありまして、報告をいたします。

平成27年11月24日午後3時15分ごろに発生した事故の概要であります。広尾町西2条7丁目2番地先の交差点をスクールバスが走行中、相手方の乗用車が一時停止の標識を見落として交差点に進入し、スクールバス右側面に衝突をしたものであります。事故の相手方、和解の内容につきましては、記載のとおりであります。

自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたものであります。

次のページ、お願いいたします。

報告第2号であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第9号）であります。

次のページです。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成27年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてでありまして、別紙にお示しをしております。

専決処分の理由であります。

自動車事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきました。

処分日につきましては、平成28年2月15日であります。

5ページの平成27年度広尾町一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ196万8,000円を追加し、113億358万円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

6ページをお願いいたします。

お手元に事項別明細書もありますので、あわせてごらんをいただければと思います。平成27年度一般会計事項別明細書（第9号）であります。事項別明細書は3ページからになります。

補正予算の内容でありますけれども、双方の損害額は町のスクールバスが190万2,322円、相手方車両が43万円、レッカー代が1万2,960円であります。過失割合は交差点内の事故ということで、相手側が85、町側が15の割合となっております。

19款5項雑入196万8,000円の追加であります。報告第1号で専決処分の報告をさせていただきました自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについての関係でありまして、自動車事故損害賠償金に伴う町有自動車共済金であります。

次のページをお願いいたします。

歳出の関係であります。

9款1項教育総務費の追加であります。スクールバス等修繕料並びに交通事故損害賠償金を計上するものであります。

以上、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） 以上で、報告第1号、報告第2号 専決処分の報告を終わります。

#### ◎日程第11 議案第13号

1、議長（渡辺） 日程第11、議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第13号の工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。錦町団地公営住宅9号棟建築主体工事。

契約額5,324万4,000円。

契約の相手方、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石浩行であります。

工事の概要についてであります。

施工場所につきましては、広尾町錦通南2丁目5番地2であります。

木造平屋建て1棟3戸であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、平成28年9月30日までとするものであります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3

業者をもって平成28年2月25日に入札を行ったものであります。落札率につきましては97.7%であります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第13号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第14号

1、議長（渡辺） 日程第12、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第14号 工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。錦町団地公営住宅10号棟建築主体工事。

契約額5,324万4,000円。

契約の相手方、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石浩行であります。

工事の概要についてであります。

施工場所、広尾町錦通南2丁目5番地2であります。

木造平屋建て1棟3戸であります。

予定工期であります。本議案の議決後、平成28年9月30日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって平成28年2月25日に入札を行っております。落札率につきましては98.9%であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第14号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第15号

1、議長（渡辺） 日程第13、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第15号 工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。平成27年災第6号防波堤災害復旧工事。

契約額8,272万8,000円。

契約の相手方、広尾郡広尾町公園通北2丁目1番地、拓殖工業株式会社、代表取締役武田孝であります。

工事の概要についてであります。

施工場所につきましては、広尾町会所前6丁目、十勝港の第4ふ頭であります。

復旧延長であります。護岸で25.9メートル、それから防波堤で152.6メートル、石かごの設置であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、平成28年8月31日までとするものであります。

指名業者等の状況であります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって平成28年2月25日に入札を行っております。落札率につきましては99.4%であります。

以上、説明とさせていただきます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第15号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第16号

1、議長（渡辺） 日程第14、議案第16号 広尾町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第16号 広尾町行政不服審査会条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が本年4月1日から施行されることに伴い、法律の規定によりその権限に属された事項を処理するため、町長の附属機関として行政不服審査会を置くことについて条例を定めるものであります。

住民が行政の行った行政処分等に不服がある場合は、裁判所に提訴する方法と行政不服審査法に基づき処分庁等に対して不服を申し立てる行政不服審査制度の2つの方法がありますが、裁判などの複雑な手続を要さず、お金もかからない簡易迅速な手続で国民の権利利益を救済する制度が行政不服審査法であります。

今回、不服申し立て構造の見直し、公平性、利便性の向上の観点から時代に即応した抜本的な見直しが実施されたところであります。

改正の一つとして、公平性の観点から、町民からの不服申し立てに対し、町長が最終的な判断を行う前にその判断が妥当かどうか有識者等で構成する第三者機関に諮問し、答申を受けることが規定されました。

本条例は、この第三者機関として設置する広尾町行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものであります。

議案書の13ページであります。附則第1項の施行期日であります。法律の施行に合わせて平成28年4月1日から施行したいとするものであります。

また、第2項の報酬に関する条例の一部改正であります。特別職報酬等審議会の答申を受けまして、非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正し、行政不服審査会会長5,700円、委員5,000円の日額報酬を追加規定するものであります。

詳細につきまして、担当課長補佐から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） 次に、補足説明をさせます。

田中総務課長補佐。

1、総務課長補佐（田中） それでは、議案資料の1ページに行政不服審査会条例の概要をお示ししておりますので、これに基づき説明させていただきます。

まず、概要の1点目の制定の趣旨でございますけれども、先ほど町長のほうから提案理由の説明のとおりでございます。

次に、2点目の法律の主な見直し等の内容であります。

（1）といたしまして、不服申し立て制度の見直しでありますけれども、大きく3点ございます。利便性の観点から、アといたしまして、申し立て期間が60日から3か月に延長されました。また、イとしまして審査請求制度への一本化であります。これは、例えば町からの通知文などに、この決定に不服がある場合は、60日以内に町長に申し立てをすることができますといったような教示文がございますけれども、その60日という部分が原則3か月に延長されます。また、「異議申し立て」という言葉が「審査請求」に一本化されるということでありまして、ウの関係につきましては、不服申し立て前置主義の廃止でありまして、記載のとおりであります。

次に、公平性の観点としまして、（2）といたしまして、審理員制度の導入であります。

それから、（3）といたしまして、第三者機関の設置ということでありまして、新たに盛り込まれたものであります。本条例につきましては、この（3）の規定により制定をするものであります。

1ページ目の下の段、3の行政不服審査会条例の骨子であります。

第1条につきましては、町長の附属機関として「広尾町行政不服審査会」を置くことができる旨を規定しております。

第2条につきましては、用語の意味でありまして、法の例による旨を規定しております。

次の2ページ目をお願いいたします。

第3条につきましては、所掌事務でありまして、審査会の事務につきましては法の規定に基づきその権限に属された事項を処理する旨を規定しております。

第4条は委員の定数でありまして、5人以内とすることについて。

第5条は、委員の資格及び任期について規定をしております。

第6条につきましては、守秘義務の関係につきまして規定をしております。

第7条につきましては、審査会に委員の互選による会長を置く旨を規定しているものであります。

第8条につきましては、会議の開催手続等について。

それから、第9条につきましては、法の定めにより徴収することができる手数料について無料とすること。また、コピー代等については、別に定める額の実費を徴収することについて規定をしているものであります。

附則といたしまして、施行期日、それから委員報酬等に関する規定を定めているものであります。

次に、資料の3ページ目をお願いいたします。

行政不服審査法の改正前後の不服申し立てのイメージ図を載せております。左側が現行でありまして、右側が改正後であります。

現行のほうでは、下の段になりますけれども、町民等から処分等に係る不服申し立てがあった場合、町長は審査請求人、ここでは町民等になりますけれども、処分を行った処分庁、ここには例として税務課等と書いてありますけれども、からそれぞれ①にあります主張や証拠を提出させ、②の審理を行います。このとき審理を行う職員の制限は、現行ではありません。例えば、処分を行った税務課等の職員であっても、その審理を行うことが可能でありました。

改正後でありますけれども、町長から指定された職員につきましては、審理員が審理を行うこととなりますけれども、この審理員については不服申し立て処分に関係のしない職員が指名されることとなります。さらに、③で、その審理員が作成した裁決の案については、④によりその判断が妥当かどうか第三者機関である行政不服審査会に諮問し、答申を受け、⑤として最終的に裁決を行うという流れになっております。

以上、簡単ではありますが、広尾町行政不服審査会条例の概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第16号 広尾町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第17号

1、議長（渡辺） 日程第15、議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、不服審査に係る手続を規定するために必要な関係条例の整備を行う必要が生じたことにより提案するものであります。行政不服審査法の改正によって改正が必要となった本町の条例5件を1つの議案にまとめて一括提案するものであります。

議案資料4ページから9ページ、4ページをお願いいたします。

新旧対照表でありますので、ごらんをいただければと思います。

今回の行政不服審査法改正では、さきの議案第16号でご説明をしたとおり、「不服申立て」「異議申立て」という言葉が原則「審査請求」とされました。また、審理員の新設や行政不服審査会の設置が義務づけられたことなど、公平性、利便性の確保が図られました。これらの関係条例の改正内容を議案資料に従って申し上げます。

初めに、議案資料4から5ページにかけてであります。

この関係につきましては、第1条の広尾町情報公開条例及び6ページにあります第2条関係であります。広尾町個人情報保護条例では、新たに審理員による審理手続に関する規定の適用除外に係る規定を追加する改正を行っております。情報公開及び個人情報保護に関する不服申し立ての審査につきましては、情報公開・個人情報保護審査会が既に第三者機関として設置をされており、今回の法改正で求められている公平性、公正性が確保されていることから、審理員による審理手続を経ることなく現行の情報公開等審査会において審理することとするものであります。また、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるなどの所要の改正及び文言の整理を行っております。

続きまして、7ページから8ページであります。

第3条の固定資産評価審査委員会の条例の関係であります。主に引用規定の追加、それから文言の修正、法律の引用規定の修正、電子情報処理組織での弁明書の提出について可能とする規定の追加などあります。

次に、9ページをお願いいたします。

第4条関係の広尾町税条例及び第5条の町税等の滞納に対する特別措置に関する条例につきましては、「不服申し立て」等を「審査請求」に改めるものであります。

附則でありますけれども、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行したいとするものであります。

また、経過措置といたしまして、行政庁の処分その他の行為等についての不服申し立てであって

この条例の施行前にされた行政庁の処分等につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

#### ◎日程第16 議案第18号

1、議長（渡辺） 日程第16、議案第18号 広尾町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第18号 広尾町空き家等の適正管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

昨年5月26日に適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進するため、特別措置法が全面施行されたところであります。本町におきましても、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空き家が存在しているところでありまして、地域住民の生命、身体また

は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することを目的に本条例を定めるものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行したいとするものであります。

詳細につきまして担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） 次に、補足説明をさせます。

雄谷住民課長。

1、住民課長（雄谷） それでは、補足説明させていただきます。

議案資料の10ページをお願いいたします。

1の制定の趣旨につきましては、町長の提案理由と同じでございます。

2の条例で定める要点を説明いたします。

表の左側上段の項目からでございますが、目的を第1条で規定しております。制定の趣旨でも触れていますが、1つに町民の生活環境の保全、2つに空き家等の活用を本条例の目的としております。

次に、定義を第2条で規定しております。特定空き家等としての要件4つございます。そのまま放置すれば、1つとして倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家、2つ目として著しく衛生上有害となるおそれのある状態の空き家、3つ目として著しく景観を損なっている状態の空き家、4つ目として周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家、これらの空き家を「特定空き家等」としています。

次に、紛争の自主的な解決を妨げないことを第3条で規定しております。

第4条では、所有者は、みずからの責任において空き家等を適正に管理しなければならないと規定しております。

第5条では、町の責務として、町民への意識啓発、必要な措置を適切に講ずるよう努めるとしています。

第6条では、町民等は特定空き家等であると思われる空き家等に関する情報を町長に提供することができるとしてあります。

次のページ、11ページをお願いいたします。

第7条では、地域の安全の確保のために必要があるときは関係機関、地域的な活動を行う団体等に情報提供することができるとしてあります。

第8条では、立入調査等について定めております。所在及び所有者等を把握する調査、特定空き家等に対する助言または指導、勧告、命令をするための立入調査ができるとしてあります。

第9条では、所有者を特定するために、固定資産税情報の内部利用、他市町村に情報提供の依頼ができるとしてあります。

第10条では、空き家に関する情報の整備、正確な情報を把握するための必要な措置を講ずるとしてあります。

第11条では、所有者等が空き家の適切な管理を促進するため、町は情報の提供、助言、援助を行うよう努めるものとしています。

第12条では、移住及び定住の促進、地域の活性化に資するため必要な支援を講ずるとしています。

第13条では、特定空家等に対する措置を定めております。特定空家等の所有者に対し、除却、修繕など必要な措置を講ずるよう助言または指導することができるとし、特定空家等の状態が改善されないときは必要な措置を講ずるよう勧告することができるとし、勧告に係る措置をとらなかった場合は、相当の猶予期限を設けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができるとしております。措置を命じるときの事前通知、公開による意見聴取の請求ができるとし、その請求があった場合は公開による意見の聴取を行わなければならないとしております。命令に従わないときは、空き家等の所在地、所有者、命令の内容を公表し、標識を設置することができると定めています。必要な措置を命じてもその措置を履行しないときは、行政代執行法に定める強制執行ができると規定しております。

第14条では、そのまま放置しておく町民に重大な被害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があるときは、町長は必要最低限度の行為を行うことができると規定しております。

第15条では、特定空家等の状態が改善されなく、必要な措置を講ずるよう勧告された場合には、固定資産税の住宅用地に認められています軽減措置が解除されます。

12ページになります。

第16条では、警察署など関係機関に当該関係機関の権限に基づく必要な措置を要請することができると定めております。

第17条から第23条までは、空き家等対策協議会について規定しております。町長は協議会に、特定空家等の認定に関すること、特定空家等の所有者等に対する措置に関することについて意見を聞くことができると定めております。協議会は、町長のほか5人以内の委員をもって組織し、委員は非常勤の特別職の職員とし、委員の任期は2年としております。委員には守秘義務を課しています。

最後になりますが、対応手順として、第8条の立入調査から第13条の特定空家等に対する措置について簡単なフローチャートで示しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の関係ですけれども、第2条の1項第2号の特定空家等の部分で、それぞれ①から④のご説明がありましたけれども、現時点でそれぞれ①から④までの当該戸数はどの程度か、それについてご説明いただきたいと思います。

それから、第13条第10項の22ページに記載しておりますけれども、いわゆる期限までに完了する

見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、第三者をしてこれをさせることができるというふうに規定されておりますけれども、いわゆるその行政代執行の行う際の判断基準といたしますか、これに対する例えば規則ですとか指針、これはどのように定められているのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、資料の12ページにも書いてありますけれども、行政代執行した場合において、町が行ってその費用は所有者に請求する、いわゆる求償権が発生するわけでありまして、例えば資力等がなくてこれらの代執行費用が速やかに納入できない、こういった場合の取り扱いはどのようにされるのか、あわせてご説明いただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 雄谷住民課長。

1、住民課長（雄谷） まず1点目の、特定空家4項目の部分でございますが、現状ではこの①から④に当てはまる空き家については把握しておりません。町内にある空き家としては146戸がございまして、これからの作業として特定空家に該当するかしらないかというものをこれから判断していくということになります。判断基準については、点数制を用いて考えております。

2つ目の代執行に行く指針の部分につきましては、このような12ページの対応手順がありますように、指導、助言、それから勧告、命令と、こういう流れをとって行って、最終的に十分所有者等とも説明しながら、それでも応じないということになれば、やむなく代執行という形になろうかなというふうに思っております。

3つ目のその際の費用の部分について、実際に請求しても支払えない場合ということでございますが、1つには、代執行に至るまでに所有者に十分説明し理解を求めていきたいというふうに思っております。ただ、実際に資力がなくという場合も考えられますが、やむなく代執行に至った場合におきましては、この行政代執行法の第6条第1項では、代執行に要した費用については国税の滞納処分の例により徴収することができるというようなこともうたわれておりまして、そこまではしたくないのですが、基本的にはそこまでもいかなるを得ない場合も出てくるかもしれないというふうには思っております。

以上です。

1、議長（渡辺） 前崎議員。

1、4番（前崎） 実際この行政代執行というのは、そうまれに行われるものではないというふうに理解しておりますけれども、今後これらの特定空家等の代執行の範囲が大きくなると、いわゆる公平性の担保という部分で、その辺の資力の調査含めて納入、当然所有者に納入義務があるわけですから、その辺の見通しについてはどのように考えておられるのか、あわせてご説明いただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 雄谷住民課長。

1、住民課長（雄谷） 非常に難しい問題かなというふうには思っています。実際のところ、建物が建っているから土地が売れないというような状況にもあるのかなというふうに思いますので、その辺も考えていく必要があろうかなというふうにも思っております。

また、民法の482条ですか、代物弁済というような方法もありますので、その辺も考えていかなければならないかなというふうには思っております。

以上です。

1、議長（渡辺） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第18号 広尾町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第19号

1、議長（渡辺） 日程第17、議案第19号 広尾町監査委員条例の制定についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第19号 広尾町監査委員条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、昭和48年に制定された広尾町監査委員条例の全部を改正するものであります。

改正の理由であります。地方自治法に定められている監査委員の職務権限に基づく監査のうち、地方自治法には規定されているものの、現行条例に定めなかった監査委員の職務、請求または要求による監査、随時監査、財政援助を与えている者等に対する監査、決算等の審査及び公金の収納等の検査について新たに条例に規定するものであります。

議案資料の13ページ、全部改正の概要をお示ししております。左から改正項目、関係条項、改正後、現行であります。

改正項目の1は、現行「目的」を「趣旨」に改正し、文言の整理を行うものであります。

改正項目2は定数でありまして、改正はございません。

改正項目3は、事務局の設置でありまして、現行で規定のない条項を追加するものであります。

改正項目4は、法律に定めのある請求または要求による監査について、新たに規定の追加をするものであります。

14ページであります。

改正項目5は、現行第3条の定例監査及び第5条の監査の通知について、新たに第5条として整理をするものであります。

改正項目6は、財政援助団体等に対する監査。

改正項目7は、決算等の審査について法律の規定により新たに追加するものであります。

改正項目8は、例月出納検査について、現行では毎月10日に行うこととしていますが、検査の日  
は監査委員が定めることに改正するものであります。

改正項目9ですが、公金の収納等の検査でありまして、法律の規定により新たに追加をするものであります。

改正項目10及び11であります。条項の図での改正と文言の整理であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第19号 広尾町監査委員条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第20号

1、議長（渡辺） 日程第18、議案第20号 広尾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第20号 広尾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

議案資料16ページになります。

本案は、地方公務員法の一部が改正され、人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理等に係る規定を追加し、勤務評定に係る規定を削除するものであります。

なお、あわせて行政不服審査法の施行に伴い、第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第20号 広尾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第21号～日程第20 議案第22号

1、議長（渡辺） 日程第19、議案第21号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第22号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第21号及び議案第22号につきまして、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

最初に、28ページの議案第21号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方公務員法の一部が改正され、引用条項の条のずれが生じたことから条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

また、あわせて学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることから、第8条の3第1項第2号において現行の「小学校」に加え、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を新たに規定するものであります。

続きまして、議案第22号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例であります。

本案につきましても、地方公務員法の一部改正により引用条項の条のずれが生じたことから条例の一部を改正するもので、改正内容は第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

施行期日につきましては、いずれも平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第21号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第22号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第23号

1、議長（渡辺） 日程第21、議案第23号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第23号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、消防の広域再編により、消防団の事務が本町の事務として継承されることに伴い、各課の分掌事務のうち総務課の分掌事務に消防団に関する事務を追加するものであります。

附則であります、この条例は、平成28年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第23号 広尾町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第24号

1、議長（渡辺） 日程第22、議案第24号 広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第24号 広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議により、消防総合庁舎は本町が継承することになることから、当該庁舎内に設置されているコミュニティセンターの設置及び管理について定めるものであります。

お手元の資料20ページであります。

新旧対照表であります。

広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、条例の題名を「広尾町コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例」に改正し、第2条では名称を

「広尾町コミュニティ消防センター」とし、位置を明記しております。

第3条、21ページの第6条、第7条では、2か所になることから「センター」を「センター等」に改め、別表の使用料金につきましては、役場併設のコミセンと同額の使用料を徴収する内容となっております。

附則の施行期日であります。平成28年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第24号 広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第25号

1、議長（渡辺） 日程第23、議案第25号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第25号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の策定について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が改正され、失効期限が平成33年3月31日まで延長されたことに伴い、平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とする新たな過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

本町は、平成8年4月1日に過疎地域に指定されて以来、平成8年度から平成11年度までは広尾町過疎地域活性化計画により、また平成12年度から平成27年度までの16年間は過疎地域自立促進特別措置法に基づき、広尾町過疎地域自立促進市町村計画を策定し、まちの活性化を図ってきたとこ

ろであります。

新しく策定する過疎計画につきましては、従前同様に産業の振興、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、教育の振興などに加え、地域医療の確保や地域住民の交通手段の確保等のソフト事業につきましても、引き続き計画に盛り込み、厳しい財政状況の中ではありますが、過疎債を有効に活用し、自立促進を図ってまいりたい所存であります。

この計画案につきましては、北海道知事との協議が義務づけされており、2月19日付をもちまして協議が調っておりますことを申し添えます。議決後は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する運びとなっております。

なお、詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（渡辺） 次に、補足説明をさせます。

長田企画課長。

1、企画課長（長田） それでは、補足説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正により5年間延長されたため、新たに平成28年度から平成32年度までの5か年間の広尾町過疎地域自立促進市町村計画を策定するものであります。

議案第25号別紙、広尾町過疎地域自立促進市町村計画の43ページの次に参考資料を添付しておりますので、こちらの参考資料をもとに新規追加となる主だった事業について説明をさせていただきます。

参考資料の2ページをお願いいたします。

事業内容欄の7行目、冷凍冷蔵施設改修事業であります。

現在の施設はフロンガスを冷媒としており、故障した場合修理ができないため、アンモニアを冷媒とする施設に改修するものであります。平成32年度事業として2億円を計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

事業内容欄の3行目、十勝港外北防波堤整備事業であります。

外北防波堤からの越流を防止するために防波堤天端のかさ上げ工事を行うものであります。平成28年度事業として2億1,000万円を計上するものであります。

続きまして、3ページの事業内容欄の5行目、並木通東3丁目第2号幹線道路整備事業から4ページの事業内容欄8行目、尾張13線防雪柵整備事業までは、28年度以降に予定しております道路整備事業となります。全部で18件登載しております。概算事業費が5年間総額で3億9,333万円を計上しております。内容につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、6ページをお願いします。

事業内容欄の2行目、南十勝複合事務組合負担金であります。ごみ処理施設の運営に係る経費としまして、南十勝複合事務組合に負担金を支出するものであります。事業費は、各年度で1億円を計上しております。

次に、その下3行目、十勝環境複合事務組合負担金であります。し尿処理施設の運営に係る経費としまして、十勝環境複合事務組合に負担金を支出するものであります。事業費につきましては、5年間で5,600万円を計上しております。

次に5行目、葬斎場整備事業であります。葬斎場の老朽化に伴う改修及び建てかえ事業を行うものであります。事業費につきましては、5年間で6億1,600万円を計上しております。

続きまして、9ページをお願いします。

事業内容欄の2行目、豊似小学校改築事業であります。校舎の改築や基本設計、旧校舎の解体撤去などを含め、平成28年度から31年度で総事業費10億5,306万円を計上しております。

次に5行目、旧教員住宅解体撤去事業であります。老朽化の激しい旧教員住宅を計画的、段階的に撤去をするものであります。事業費につきましては、5年間で2,014万円を計上しております。

次に11行目、コミュニティグリーンパーク整備事業であります。体育施設整備としまして、老朽化の著しい防球ネット支柱等の取りかえを行うものであります。事業費につきましては、28年度事業として4,011万2,000円を計上しております。

続きまして、10ページをお願いします。

事業内容欄の4行目、小中学校パソコン更新事業であります。現在学校で使用しているパソコンのOSが29年4月をもってサポート期限が切れるため、更新を図るものであります。事業費につきましては、28年度事業としまして4,000万円を計上しております。

このほか、ひき船委託事業や生活交通路線バス確保対策事業、救急医療確保対策事業及び専門診療の充実など、ソフト事業につきましては、これまでに引き続き過疎地域自立促進特別事業の中で過疎対策事業債を財源として活用しながら事業を進めていきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） この別紙資料の過疎地域市町村計画の関係でありますけれども、この中で8ページに第5次まちづくり推進総合計画、いわゆる第2期実施計画でありますけれども、これとの整合性を図り、町民ニーズの的確な把握に努め、財源の有効的な活用を図るという記述がありますけれども、先ほどの事業実施計画の中で、例えば9ページでありますけれども、豊似小学校の改築事業、これが4か年間で10億5,306万円となっておりますけれども、先ほど行政報告で、この第5次まちづくり総合計画のいわゆるローリングの説明がありましたけれども、この中でも豊似小学校の改築工事設計委託料2,706万円出ておりますけれども、29年度以降の校舎の建築主体工事あるいは外構工事、解体撤去、これらの費用が載せられておりません。これらについての内容についてご説明いただきたいと思います。

それと、この10ページ目の総計の中で、いわゆる5年間の総事業費、これが125億5,903万8,000

円となっております。そのうち、過疎地域自立促進特別事業、これが10億8,050万5,000円となっておりますけれども、総体事業と比較すると約8.5%という計上でありますけれども、一般的に過疎債のいわゆる起債対象事業というのですか、これの内容についてはおおむね総事業費の80%から90%が起債対象事業ということでありますけれども、ここでは8.5%ということで数字の乖離がありますので、その点についてご説明いただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 長田企画課長。

1、企画課長（長田） まず、資料の9ページの豊似小学校改築事業なのですけれども、ここの部分につきましては、広尾町まちづくり推進総合計画の第2期実施計画、これにつきまして3年ごとに見直しをすることになっておりまして、このまちづくりの計画、28年度が見直しの実施年度となっておりまして、29年度からの第3期の実施計画を策定する予定となっております。今回の広尾町過疎地域自立促進市町村計画のここの起債事業につきましても、この見直しに伴い整合性を図っていきたいとするものでございます。

それと、10ページの過疎地域自立促進特別事業の欄でございまして、ここの部分につきましては、今まではハードの部分のみが記載をされていたのですけれども、平成22年4月からにつきましては、医療の確保対策、交通の確保対策、教育充実等、ソフトの事業についても拡充をされまして、ここの欄につきましては国の記述様式がこのように変わったものですから、ここの部分、内数という形で載せているものでございます。

よろしくお願いします。

1、議長（渡辺） 前崎議員。

1、4番（前崎） ローリングについては、このまちづくり推進総合計画を策定したときから3年ごとに見直しをするということは出ておりますけれども、その3年ごとに見直しをした数字というのが、例えばそれが5年の事業であれば5年間の事業を載せるのがいわゆるまちづくりのローリングであって、片方で整合性を図ると言ってここに31年度までの事業を載せておいて、片やそのまちづくりという中で載せていないというのは、いわゆる整合性を図ると言いながら整合性がとれていない、このように思うのです。ですから、見直すのは3年たったから見直すのですけれども、この実施計画も含めて主体工事費というのはセットですから、そこをやっぱり整合性を図るためにきちんと掲載すべきだと思います。

それと、2点目の過疎地域自立促進特別事業の中で、さらにかぎ括弧してソフト分事業実施分となっておりますけれども、いわゆるそれが10億8,000万円なのですけれども、この例えば125億円の中で、いわゆるソフトはここに出てきますけれども、ハードについてはどの程度の額ということで押さえられているのか、それについてもご説明いただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 長田企画課長。

1、企画課長（長田） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、広尾町まちづくり推進総合計画3年、平成28年度見直し予定となっておりまして、その中の実施計画を見直していきたいというふうに考えております。ハードの部分については、ちょっと今、数字の持ち合わせがございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） 前崎議員。

1、4番（前崎） 第5次まちづくり推進総合計画、それからいわゆる過疎対策計画、同じ課で所管しておりまして、みずからが整合性を図るというふうな記載をして、実際この小学校の事業費については、今回初めて私ども目にするものなのですね。したがって、当然この過疎計画に載っている事業費というのは前段の行政報告でしっかりと説明があるというふうに思っていたのですけれども、内容を見たら28年度分しか載っていないということですから、やっぱりこれはきちっと整合性を図っていかねば、今までの流れからいって、ほかの事業も含めてこの部分についてはきちっと出していますので、やっぱりそれは整合性を図るべきだというふうに思います。

それから、例えばここで125億円の事業費を載っていますけれども、年間のその過疎の本町における限度額といいますか、それがハード、ソフト含めて幾ら程度になるかということがここに示さなければ、今その数字を持ち合わせていないということなのですから、今までの実績も含めて概数でもいいですから、ハード分についておおよそのぐらいなのか、ご説明をあわせてしていただきたいと思っております。

1、議長（渡辺） 暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

再開します。

鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 過疎対策事業債の関係でございますので、私のほうから説明させていただきます。

限度額のおおむねのその年度ごとの限度額の目安というか、そういったところのご質問ですが、過疎対策事業債の適用につきましては、まちづくり推進総合計画に沿った形の実施計画が基本となるものでございますけれども、その事業の中で財源手だてとしてこの過疎計画に登載される

ということが前提条件ということになることから、財源確保の上でまちづくり実施計画に登載される、それと整合性のある事業をまず過疎計画に載せなければならないと。その中で対象となる事業、対象とならない場合もございまして、ほかの財源手だてを考えていくという、そういった整理が必要となってくることから、今回ここで示されている部分のうちハード事業のおおむねの限度額という形につきましては、示すことは難しいことでございます。まちづくり実施計画に基づく事業がその財源手だてとして過疎債を適用するための一つの第1段階のハードルということで、過疎計画を策定するという流れでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

1、議長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第25号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

#### ◎日程第24 議案第26号

1、議長（渡辺） 日程第24、議案第26号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第26号 定住自立圏形成協定の変更について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るため、平成23年7月7日に帯広市と協定書を締結したものであります。現協定の別表におきまして、追加、拡充等の協議が帯広市と管内18町村で調いましたので、議会の議決を求めるもので

あります。

別表の改正につきましては、議案資料の新旧対照表で新たに加えた部分について説明をいたします。

議案資料の22ページであります。

左側下段の（３）であります、「高齢者の生活支援体制の構築」として、高齢者の徘徊時における広域での捜索体制の構築と圏域での介護士不足等の課題解決に向けた取り組みを進めるものであります。

続きまして、23ページです。

左側上段の（３）、「スポーツ大会等の誘致」として、大会誘致のため競技施設や宿泊施設の管内調整などの連携強化を進めるものであります。

続きまして、24ページであります。

左側中段の（８）、「航空宇宙産業基地構想の推進」として、航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動等を進めるものであります。

次、25ページであります。

左側下段の（２）、「結婚を希望する若者の支援」として北海道が推進する結婚支援ネットワークに参画し、関連事業の実施等に協力するものであります。

26ページであります。

左側中段の（１）、「圏域レベルのデータ集積・活用」として、施策の効果的な推進を図るため、ビックデータと言われる大容量のデータを解析し、さまざまな角度から圏域の現状分析を実施するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第26号 定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 2 7 号～日程第 3 4 議案第 3 6 号

1、議長（渡辺） 日程第25、議案第27号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第10号）についてから日程第34、議案第36号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第27号から議案第36号まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の主な補正内容であります。国の補正予算案が可決したことに伴う事業費の計上及び事業確定見込みによる整理を行ったものが主なものであります。

最初に、議案第27号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,395万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億4,753万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、継続費の補正でありまして、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」によるものです。

第3条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第4表でお示しをするものであります。

50ページ、お願いいたします。

第2表の継続費補正の変更であります。

公営住宅整備事業について、平成27年度着工の錦町団地9・10号棟新築工事に伴う事業費の変更により、総額に486万1,000円を追加し1億6,028万9,000円とし、平成28年度の年割額も同額を追加し、1億828万9,000円とするものであります。

第3表、繰越明許費であります。

子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」事業から現年発生台風災害港湾施設復旧事業までの10項目中、地方創生加速化交付金事業で6項目6事業、その他国の補正予算及び災害復旧事業について、繰越明許費の設定をしたいとするものであります。

次、51ページであります。

第4表の地方債補正の追加及び変更であります。

追加であります。先ほど繰越明許費の設定でありました情報セキュリティ強化対策事業について、一般補助施設整備等事業債を追加するものであります。

次に、変更であります。

限度額の変更でありまして、3件それぞれの記載の目的ごとに限度額を変更したいとするものであります。

町債の合計から5,760万円を減額し、補正後の合計を13億6,439万5,000円とするものであります。歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、52ページをお願いいたします。

議案第28号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,345万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページです。

歳入であります。

1款1項使用料、3款1項雑入の追加につきましては、港湾施設用地使用料、貨物上屋及び旅客上屋維持管理負担金の確定見込みによる整理であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理及び歳入増に伴う一般会計繰出金の追加によるものであります。

2款1項上屋管理費につきましては、確定見込みによる整理であります。

3款1項港湾施設整備費につきましても、確定見込みによる整理であります。

55ページをお願いいたします。

議案第29号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21万4,000円を減額し、予算の総額を6,551万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページであります。

補正の内容であります。事業費の確定見込みによるおのおの整理を行ったものであります。

58ページであります。

議案第30号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万3,000円を減額し、予算の総額を4億6,542万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものです。

次のページです。

歳入であります。3款1項国庫補助金、4款1項一般会計繰入金及び7款1項町債の減額につきましては、事業費の確定見込みによる整理であります。

次に、歳出であります。

1款1項一般管理費につきましては、地方消費税額確定に伴い、減額するものです。

同款2項施設管理費及び2款1項事業費につきましては、事業の確定に伴い整理を行ったものです。

次のページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。公共下水道事業債ほか2件について、事業費の確定によりおのおの限度額を変更するものです。

町債の合計から380万円を減額し、1億4,400万円とするものです。

続きまして、議案第31号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,788万円を減額し、予算の総額を12億9,179万9,000円とするものです。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページであります。

主な補正内容であります。保険給付費の確定見込みに伴う歳入歳出の整理及び事業確定見込みによる整理であります。

64ページであります。

歳出の10款2項繰出金につきましては、国の特別調整交付金事業による国保病院の運営費に対する繰出金の追加をするものです。

65ページであります。

議案第32号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,885万9,000円を減額し、予算の総額を6億7,922万3,000円とするものです。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページであります。

歳入であります。

介護保険料の調定額確定見込み、南十勝介護認定審査会の決算見込み、歳出において保険給付費等の確定見込みによる歳入の整理を行ったものです。

続いて、歳出の関係であります。

事業費、保険給付費の確定見込みによる整理、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

次、68ページであります。

議案第33号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ877万9,000円を減額し、予算の総額を2億6,137万3,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

歳入であります。

入所者の入院日数の増加と利用日数の減による介護サービス収入の減額整理及び一般会計繰入金  
の整理を行ったものであります。

次、歳出であります。

歳出につきましては、事業費の確定見込みの整理を行ったものであります。

次、71ページであります。

議案第34号についてであります。

本案は、平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万9,000円を追加し、予算の総額を1億266万9,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。主な補正内容であります。保険料の確定見込みに伴い、広域連合への納付金を整理したものであります。

次、74ページであります。

議案第35号についてであります。

第1条は、平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の業務の予定量であります。入院及び外来患者数の減による整理であります。

第3条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

主な補正内容であります。事業費の確定見込みによるおのこの整理を行ったものであります。

次のページです。

第4条については、他会計からの補助金の変更であります。

第5条は、棚卸資産購入限度額の変更であります。

次、76ページであります。

議案第36号についてであります。

第1条は、平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第2条の業務の予定量であります。量水器工事費から浄水場建設費まで合計で4,089万円の減額であります。

第3条の収益的収入及び支出であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとするものとします。

第4条の資本的収入及び支出の関係であります。予算第4条本文括弧書き中をおのこの改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとするものとします。

次のページの収入であります。

第1款第1項国庫補助金から第3項出資金まで、事業確定により、おのこの整理をするものとします。

支出であります。

第1款第2項建設改良費から4,089万円を減額するものとします。

第5条の企業債であります。事業費の確定により限度額を整理するものとします。

第6条は、他会計からの出資金の変更であります。

第7条の利益剰余金の処分額の関係であります。①、繰越利益剰余金中①、減債積立金に200万円、②、建設改良積立金に2,791万6,000円を追加するものとします。

以上で、議案第27号から議案第36号までの補正予算について提案理由とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時30分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には北藤利通議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（渡辺） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日4日は午前10時より本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時30分